

議案第8号

葛飾区行政不服審査法施行条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

行政不服審査法の改正に伴い、葛飾区行政不服審査会を設置するほか、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の求めに係る費用負担)

第2条 法第38条第1項（地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律で準用する場合を含む。）の規定による交付に要する費用は、葛飾区長（以下「区長」という。）が別に定めるところにより、当該交付を求めた者の負担とする。

2 法第38条第4項（同条第6項（地方自治法その他の法律で準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法律において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により葛飾区条例（以下「条例」という。）で定める手数料の額は、無料とする。

3 法第81条第3項で準用する法第78条第1項の規定による交付に要する費用は、区長が別に定めるところにより、当該交付を求めた者の負担とする。

4 法第81条第3項で準用する法第78条第4項の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

(審査会の設置)

第3条 法第81条第1項の規定により、区長の附属機関として、葛飾区行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の組織)

第4条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(審査会の委員)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(罰則)

第8条 第5条第4項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。